

(14) 駐車場等

ア. 駐車場および駐輪場(以下「駐車場等」という。)は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ. 地下または屋内の駐車場等においては駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

ウ. 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。

エ. 駐輪場にあつては、駐輪のために供する部分の床面において3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用パーラック^(注4)、サイクルラック^(注5)の設置により自転車等の盗難防止に努める。



2 防犯機器の設置

(1) 防犯カメラ

ア. 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、台数等を検討して配置する。

イ. 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとともに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検整備をする。

ウ. 出入口およびカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。

エ. 事務室等に防犯カメラのモニターテレビおよび録画装置を設置し、適切な管理および運用に努める。

オ. 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行う。

カ. 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせる。

キ. 記録した画像は、法令に基づく場合および捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、2週間程度保存するとともに、適切な管理を行う。



(2) その他の防犯機器

ア. 防犯ミラーは、見通しの補完および犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。

イ. 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等および警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置する。

なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かない。

ウ. 万引き防止のために、万引き防止用機器^(注6)を導入することが望ましい。

エ. 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。

